

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が、平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より10%へ引き上げられました。この消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度土庄町一般会計決算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	180,339 千円
(歳出)	社会保障施策に要する経費	2,049,733 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	38,906	10,176	2,700	11,575	2,442	12,013
	障害者福祉事業	333,273	228,640	0	3,786	17,038	83,809
	児童福祉事業	524,993	241,735	49,100	46,398	31,722	156,038
	母子福祉事業	22,182	10,412	0	8,205	602	2,963
	小計	919,354	490,963	51,800	69,964	51,804	254,823
社会保険	介護保険事業	299,483	65,095	0	0	39,600	194,788
	国民健康保険事業	128,645	75,354	0	0	9,004	44,287
	後期高齢者医療事業	295,154	51,372	0	0	41,187	202,595
	小計	723,282	191,821	0	0	89,791	441,670
保健衛生	健康増進事業	1,705	189	0	52	247	1,217
	病院事業	273,363	0	37,100	46,676	32,031	157,556
	疾病予防事業	110,778	75,611	0	5,756	4,969	24,442
	医療提供体制確保事業	21,251	3,262	2,100	7,029	1,497	7,363
	小計	407,097	79,062	39,200	59,513	38,744	190,578
合計		2,049,733	761,846	91,000	129,477	180,339	887,071

※事務費及び事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）は除いています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。